

長野市介護保険フレッシュ情報

V o l . 5 3 8

介護保険課

長野市ホームページでもご覧いただけます。

長野市トップページ>組織でさがす>

保健福祉部>介護保険課>長野市介護保険フレッシュ情報

フレッシュ情報

検索

この情報は、介護保険に関する長野市からのお知らせ・お願いなどを掲載しています。

も く じ

- 『新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第27報）』について【別紙1】【別紙2】
- 令和4年度事業所評価加算の対象事業所の決定について
- 介護保険要介護・要支援認定申請書の記入時のお願い
- 居宅介護支援事業所 特定事業所集中減算届出書の提出について
【令和3年度後期（判定期間：令和3年9月1日～令和4年2月28日）】
- 「『まん延防止等重点措置』の継続に伴う長野県の実施方針」について【別紙3】
- 介護サービス情報公表システムの更改について【別紙4】
- 令和4年度介護職員処遇改善計画書及び介護職員等特定処遇改善計画書の提出期限について
- 【ご存知ですか】低所得者に対する利用者負担額の軽減制度について
- 福祉用具の重大製品事故に係る情報提供について
- 新型コロナウイルス感染症関連国通知ダイジェスト版について
- 令和4年3月開催 介護予防教室・介護者教室について
- 介護保険最新情報について
- 要介護・要支援認定者状況（令和4年1月末現在）
- 【動画配信】認知症地域支援関係者等研修会のお知らせ【別紙5】

※【別紙】につきましては、長野市ホームページからご覧ください。

『新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の 臨時的な取扱いについて（第27報）』について

まん延防止等重点措置等の措置の実施区域に所在する通所系サービス事業所に対する介護報酬の臨時的な取扱いが、令和4年2月9日付け介護保険最新情報Vol.1034（別紙1）により発出されました。

通所系サービス事業所及び居宅介護支援事業所におかれましては、本取扱いについて確認をお願いします。

本取扱いにより算定を行う予定がある場合は、利用者への説明や同意を得る前に担当ケアマネジャーにその旨の連絡をお願いします。担当ケアマネジャーと連絡調整の上、利用者から同意を得られた場合は、請求日より前に別紙2「第27報特例適用のための通所系サービス事業所における感染防止対策等に係る申出書」をエクセルで作成の上、電子メールにより、**介護保険課給付担当**へ提出をお願いします。

なお、本取扱いにより算定を行う場合は、利用者に対する同意の判断に足りる説明を行うこと及び説明・同意に係る記録を残すことが必要です。

申出書が提出された場合であっても、同意に足りる説明がなされていないと判断される場合は、本取扱いによる算定ができなくなる可能性がありますのでご注意ください。

本取扱いによりトラブルが生じることのないよう細心の注意を払った対応をお願いします。

※本取扱いについては、介護予防・日常生活支援総合事業における通所型基準緩和サービスについては、適用対象外となりますのでご注意ください。

(エルジー)

別紙2の提出先 電子メール : kaigo@city.nagano.lg.jp

問い合わせ先：介護保険課 給付担当

TEL：026-224-7871（直通）

地域包括ケア推進課 企画・管理担当

TEL：026-224-7935（直通）

令和4年度事業所評価加算の対象事業所の決定について

令和4年度の事業所評価加算の算定の可否について、国保連合会の審査の結果、評価基準に適合及び不適合事業所を決定しました。

つきましては、当該加算について利用者に必ず周知し、適切に算定を行うようお願いいたします。

なお、評価基準に適合した事業所については、長野市ホームページに公表してあります。

問い合わせ先：高齢者活躍支援課介護施設担当

TEL：026-224-5094（直通）

介護保険要介護・要支援認定申請書の記入時のお願い

日頃、長野市の要介護認定業務の円滑な運営にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

令和4年1月1日から介護保険要介護・要支援認定申請書の様式が新しくなっています。既に新様式で申請をしていただいておりますが、申請書の記入方法について、以下のとおりお願いします。

1. 事業所のゴム印について

事業所の住所・電話番号について次のような形式のゴム印が押印されることがありますが、申請書はA I - O C Rで読み取るため、正しく読み取ることができません。

ゴム印を使用する場合は、各項目欄へ当該項目のみが鮮明に表示されるよう押印をお願いします。

窓口に来られたあなた(被保険者本人の場合は、申請者区分以外は記入不要です。)

申請者提出者	申請者区分	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> 地域包括支援センター <input type="checkbox"/> 居宅介護支援事業者 <input type="checkbox"/> 介護老人福祉施設(指定・地域密着) <input type="checkbox"/> 介護老人保健施設 <input type="checkbox"/> 指定介護療養型医療施設 <input type="checkbox"/> 介護医療院 <input type="checkbox"/> その他事業所 <input type="checkbox"/> その他	
	氏名	本人との関係	連絡先 (日中連絡が取れる連絡先を記入)
	住所	〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町 1613 番地 長野市居宅介護支援事業所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> 勤務先 <input type="checkbox"/> () 電話 TEL 026-2247-7891
	提出代行者 (代行事業所の場合に記入)	事業所番号	

郵便番号・住所・事業所名が一体型のため、全て住所欄に入っている。

「TEL」が読取り時に障害になってしまう。また、「-」や数字が()にかかっている。

2. 申請者区分及び提出代行者について

申請書の項目のうち、申請書提出者の申請者区分については、該当する区分へ必ずチェックをお願いします。

また、法で規定される提出代行者に該当しない場合であっても、申請書提出者が事業所等(特定施設・サ高住・グループホーム・医療機関等)の方である場合には、提出代行者欄の記入をお願いします。

3. 訂正について

申請書記入時に、訂正が生じた場合は、ホワイトで消し、その上から丁寧に記入をしてください。

4. その他

(1) 旧様式の申請書の使用について

令和4年2月28日(月)まではやむを得ない場合に限り使用を可としている旧様式の申請書ですが、3月1日以降は旧様式を使用するの申請は原則不可となりますのでご注意ください。

(2) エクセル入力用フォーマットの活用について

長野市介護保険課ホームページに入力用のエクセルの申請書フォーマットを掲載しております。事業所様におかれましては、可能な限り、エクセル入力用フォーマットを活用ください。

(印字された更新申請書は除く)

(3) 医療保険欄について

申請書の医療保険の欄について、令和4年3月31日申請日分までについては、第1号被保険者（65歳以上の方）は、記入不要と周知済みですが、4月1日以降の取扱いについては、改めて周知いたします。

問い合わせ先：介護保険課 認定担当
TEL：026-224-7891（直通）

居宅介護支援事業所 特定事業所集中減算届出書の提出について 【令和3年度後期（判定期間：令和3年9月1日～令和4年2月28日）】

このことについて、次のとおりご提出をお願いします。

1. 判定期間：令和3年度後期（令和3年9月1日～令和4年2月28日）
2. 提出が必要な事業所
 - いずれかのサービスについて、紹介率最高法人の割合が80%を超えている場合
※正当な理由の有無にかかわらず提出が必要です。
 - 特定事業所集中減算の適用の有無が前回の判定から変更になる場合
3. 提出書類
 - ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
 - ②特定事業所集中減算届出書（様式1）
 - ③（必要に応じて）「正当な理由」に関する添付書類（様式2～4他）
4. 提出期限：令和4年3月15日（火曜日）
5. 提出先：長野市高齢者活躍支援課介護施設担当
6. その他
 - ・提出書類の様式、通知等については、長野市ホームページに掲載しています。

長野市トップページ → 組織でさがす → 保健福祉部高齢者活躍支援課
→ 介護保険事業者の皆様へ → 指定・更新・変更・体制等に係る届出について
→ 居宅サービス・居宅介護支援・施設サービスの介護給付費算定に係る届出

- ・紹介率最高法人の割合が80%を超えたことについて、「正当な理由」がある場合は減算となりませんが、長野市が審査した結果、記載された理由を不適当と判断した場合は、減算が適用されることとなります。
- ・特定事業所集中減算届出書（様式1）は、届出の必要性の有無にかかわらず、全ての居宅介護支援事業所が作成し、2年間保存しなければなりません。

問い合わせ先：高齢者活躍支援課介護施設担当
TEL：026-224-5094（直通）

『まん延防止等重点措置』の継続に伴う長野県の取組方針について

長野県内全域に適用されている「まん延防止等重点措置」が2月21日（月）から3月6日（日）までの2週間延長されました。

このことについて、新型コロナウイルス感染症長野県対策本部会議において、『まん延防止等重点措置』の継続に伴う長野県の取組方針が別紙3のとおり決定されましたので、ご確認をお願いします。

介護サービス事業所におかれましては、引き続き、感染防止策の徹底にご協力いただきますようお願いいたします。

○長野県ホームページURL

<https://www.pref.nagano.lg.jp/hoken-shippei/kenko/kenko/kansensho/joho/corona-onegai.html>

問い合わせ先：介護保険課 給付担当
TEL：026-224-7871（直通）

介護サービス情報公表システムの更改について

別紙4のとおり、介護サービス情報公表システムの更改作業に伴い、令和4年3月10日（木）18：00～令和4年3月23日（水）10：00の間、システム利用を停止します。

なお、詳細につきましては別紙4をご覧ください。

介護サービス情報公表システムの報告、入力に関する問い合わせ先
長野県指定情報公表センター
TEL：226-2000

令和4年度介護職員処遇改善計画書及び介護職員等特定処遇改善計画書の提出期限について

令和4年度介護職員処遇改善計画書及び介護職員等特定処遇改善計画書について、関係する通知の見直しが国により予定されているため、標記計画書（令和4年4月又は5月から取得する場合）の提出期限を令和4年4月15日（金）とする予定であるとの連絡が来ております。

国から具体的な情報が示されましたらホームページ等でお知らせします。

問い合わせ先：高齢者活躍支援課介護施設担当
TEL：026-224-5094（直通）

【ご存知ですか】低所得者に対する利用者負担額の軽減制度について

1 社会福祉法人等による利用者負担軽減事業及び利用者負担援護事業について

低所得者のうち、特に生計を維持することが困難な人が介護保険のサービスを利用した場合に、利用者の負担を軽減するものです。概要及び申請方法は以下のとおりです。

	社会福祉法人等利用者負担軽減事業	利用者負担援護事業
対象者	<p>市町村民税世帯非課税で、以下①～⑤の要件を全て満たす人及び生活保護受給者</p> <p>①年間収入が単身世帯で150万円以下の人 ただし、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下</p> <p>②預貯金等が単身世帯で350万円以下の人 ただし、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下</p> <p>③日常生活に供する資産以外に活用可能な資産がない。</p> <p>④負担能力のある親族等に扶養されていない。</p> <p>⑤介護保険料を滞納していない。</p>	<p>「社会福祉法人等利用者負担軽減事業」(左欄)を利用してなお生計の維持が困難な人で、以下①または②のいずれかの要件を満たす人</p> <p>①市町村民税世帯非課税で老齢福祉年金を受給している人</p> <p>②収入・資産等の状況を考えて、利用料を減額しなければ生活保護法の「要保護者」になると認められる人</p> <p>*生活保護受給世帯を除く</p>
対象サービス	<p>社会福祉法人及び広域連合が提供する次のサービス</p> <p>訪問介護、通所介護、短期入所生活介護*、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護*、複合型サービス、介護老人福祉施設サービス*、介護予防短期入所生活介護*、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防訪問介護相当サービス、介護予防通所介護相当サービス</p> <p>※の付くサービスに係る食費及び居住費(滞在費)については、介護保険制度における特定入所者介護(予防)サービス費(負担限度額)が支給されている場合に限り対象となります。</p> <p>*この利用者負担軽減は、すべての社会福祉法人が行っているわけではありませんので、軽減を行っているかどうかは、サービス提供事業者にお問い合わせください。</p>	<p>全ての在宅サービス・施設サービス</p>
軽減方法	<p>介護サービスを利用する際に「軽減対象確認証」をサービス提供事業者へ提示してください。</p> <p>軽減が適用された金額が、サービス提供事業者から利用者に請求されます。</p>	<p>利用料の領収書を添えて「援護金請求書」を提出してください。</p> <p>ただし、援護金の支給は、利用月の4か月後となります。</p>

<p>軽減額 (率)</p>	<p>対象サービスにおける利用料（1割負担分）及び食費・居住費（滞在費）に係る利用者負担の1/4 ＊高齢福祉年金受給者は1/2 ＊日常生活費等実費負担分等を除く。 ＊生活保護受給者は、ユニット型個室の居住費のみ全額軽減対象</p>	<p>1か月の利用者負担（1割負担分）総額のうち、3,000円を超えた額 ＊住宅改修費、福祉用具購入費、食費、居住費（滞在費）、日常生活費等実費負担分を除く</p>
<p>申請方法</p>	<p>下欄の書類を、市役所介護保険課（第二庁舎1階）窓口もしくは支所に提出または介護保険課給付担当宛てに郵送してください。 ＊申請受付後、結果が出るまで1か月程度かかります。対象認定期間は、申請月の初日にさかのぼります。 ＊新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送による申請に御協力をお願いします。</p>	
<p>提出書類</p>	<p>①申請書 ②家計状況申出書 ③同意書（世帯及び生計を一にする者全員の氏名）（申請書の裏面にあります） ④世帯全員及び生計を一にする者の預金通帳又はその写し（最近1年間以上の収入、支出が記載されているもの。複数の口座がある場合は全て） ⑤年金振込み通知書等（受給年金の種類・金額がわかるもの）又はその写し ⑥健康保険被保険者証又はその写し（国民健康保険、後期高齢者医療保険の方は不要） ※長野市役所介護保険課のホームページに①②③があります。</p>	

2 特別地域加算に係る訪問介護利用者負担減額事業について

特別地域（戸隠・鬼無里・大岡の各地区）に所在する事業所（出張所）が行う事業で、特別地域加算（サービス費用の15%）が算定されるサービスのうち、下記の対象サービスを利用する場合、利用者の自己負担額が10%から9%に減額されます。（結果として特別地域加算がほぼ解消されることになります。）

<p>対象者</p>	<p>市民税本人非課税の方 ただし、次の①、②の方は対象にはなりません。 ① 生活保護受給世帯の方 ② 「1 社会福祉法人等による利用者負担軽減」の認定を受けている方</p>
<p>対象サービス</p>	<p>戸隠・鬼無里・大岡の各地区に所在する事業所が提供する次のサービス 訪問介護サービス、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防小規模多機能型居宅介護又は第1号訪問事業のうち介護予防訪問介護相当サービス</p>
<p>軽減率</p>	<p>利用者の自己負担が10%から9%になります。</p>
<p>申請方法</p>	<p>下欄の書類を、市役所介護保険課（第二庁舎1階）もしくは支所に提出または介護保険課給付担当宛てに郵送してください。 ＊新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送による申請に御協力をお願いします。</p>
<p>提出書類</p>	<p>①申請書 ②同意書（申請書の裏面にあります） ※長野市役所介護保険課のホームページに①②があります。</p>

問い合わせ先：長野市役所介護保険課 給付担当
 TEL：026-224-7871（直通）

福祉用具の重大製品事故に係る情報提供について

このことについて、厚生労働省老健局高齢者支援課より連絡がありました。

消費者庁から公表されている消費生活用製品の重大製品事故のうち、令和4年2月11日～2月11日の週において、福祉用具に係る事故が1件あり、これに関する事故について下記の通り情報提供します。

なお、令和3年3月22日号フレッシュ情報でお知らせしましたとおり、福祉用具の事故等に関して、再発防止の観点から、情報収集を行うため、福祉用具に関する事故発生があった場合は、長野市へご報告くださいますようお願いいたします。

※ 福祉用具とは、福祉用具貸与の製品及び特定福祉用具購入の製品に限ります。

消費者庁ホームページ（転記）

事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県
令和4年1月19日	令和4年2月3日	手すり（床置き式）	重傷1名	当該製品を伝って階段を上っていたところ、当該製品の手すり接続部が破断し、転倒、負傷した。当該製品に起因するの か、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都

問い合わせ先：介護保険課 給付担当
TEL：026-224-7871（直通）

新型コロナウイルス感染症関連国通知ダイジェスト版について

新型コロナウイルス感染症に関する国からの事務連絡等をまとめた2月7日現在のダイジェスト版が長野県のホームページに掲載されていますのでご確認ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigoshien/kenko/koureisha/service/jigyosha/index.html>

問い合わせ先：高齢者活躍支援課介護施設担当
TEL：026-224-5094（直通）

令和4年3月開催 介護予防教室・介護者教室について

令和4年3月の介護予防教室・介護者教室の開催予定はありません。

問い合わせ先：長野市中部地域包括支援センター
TEL：026-224-7174（直通）



介護保険最新情報について

厚生労働省老健局から以下のとおり介護保険最新情報が出ております。
厚生労働省等のホームページで確認の上、ご対応をお願いします。

【介護保険最新情報 Vol. 1033】

令和3年度地域支援事業交付金交付要綱の改正点について

【介護保険最新情報 Vol. 1034】

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第27報）

今後も情報が随時更新されますので、最新の情報確認もお願いいたします。

【要介護・要支援認定者状況】（令和4年1月末日現在 地区別認定者数：20,560 人）

地区名	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
第1地区	57	56	79	52	58	50	30	382
第2地区	106	91	213	112	66	119	60	767
第3地区	69	82	149	82	76	82	46	586
第4地区	19	27	46	21	22	36	18	189
第5地区	27	36	75	36	20	30	17	241
芹田地区	147	141	291	129	106	139	87	1,040
古牧地区	126	125	286	151	137	145	80	1,050
三輪地区	182	167	280	129	125	148	75	1,106
吉田地区	124	120	248	107	88	99	58	844
古里地区	86	73	133	76	75	103	51	597
柳原地区	69	45	81	54	30	36	21	336
浅川地区	66	46	118	53	39	48	40	410
大豆島地区	42	47	142	56	79	73	42	481
朝陽地区	82	86	201	99	81	110	58	717
若槻地区	179	160	283	162	115	185	108	1,192
長沼地区	19	16	26	17	26	23	8	135
安茂里地区	204	177	310	144	128	145	77	1,185
小田切地区	12	10	26	20	12	15	6	101
芋井地区	29	10	40	21	19	24	13	156
篠ノ井地区	352	295	505	260	268	340	193	2,213
松代地区	182	163	317	134	118	194	106	1,214
若穂地区	106	75	143	78	69	104	59	634

川中島地区	202	157	296	158	139	190	101	1,243
更北地区	238	184	405	206	149	205	131	1,518
七二会地区	32	26	31	18	39	31	13	190
信更地区	23	22	40	23	23	27	9	167
豊野地区	64	62	146	78	70	90	40	550
戸隠地区	23	10	67	38	41	68	32	279
鬼無里地区	17	8	56	20	25	21	10	157
大岡地区	39	6	39	14	7	4	7	116
信州新町地区	88	30	93	33	74	42	36	396
中条地区	48	22	56	25	23	26	12	212
市外	21	10	27	22	18	38	20	156
合計 (現存者)	3,080	2,585	5,248	2,628	2,365	2,990	1,664	20,560



ながの縁を
信都・長野市

今後も必要に応じ、「長野市介護保険フレッシュ情報」を作成し、居宅介護支援事業者・居宅サービス事業者・介護保険施設の皆さんに必要情報をお知らせしていく予定です。

業務を行うに当たり、ご不明な点などがありましたら、介護保険課まで電話またはFAX、Eメールでお気軽にお問い合わせください。

《 問い合わせ先 》 長野市保健福祉部 介護保険課 給付担当

電話：026-224-7871（直通） / FAX：026-224-8694

Eメール：kaigo@city.nagano.lg.jp